

神奈川県監査委員公表第 2 号

監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第 5 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和 5 年 1 月 30 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	堀	江	則	之
同	小	島	健	一

監第 1298 号
令和 5 年 1 月 27 日

請求人 小林 伸行 様
請求人代理人 呉東 正彦 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	堀	江	則	之
同	小	島	健	一

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 4 年 12 月 1 日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第 2 請求の内容

- 1 請求人から提出された令和 4 年 12 月 1 日付け請求書の内容
(原則、内容は原文「第 1 請求の要旨」のまま)

1 事実経過

(1) 葉山港指定管理者について

① 葉山港について

葉山港は、甲1・2のと通りの区域、施設を有する、神奈川県管理する港である。

② 指定管理者の業務について

神奈川県は、葉山港の管理業務の一部を指定管理者に委託しており、委託されている業務の内容は、甲3・4のとおりである。

(2) 令和5年度ないし9年度の葉山港指定管理者の選定について

① 葉山港指定管理者は令和4年度まで株式会社リビエラリゾートが受託していたが、令和5年3月末日で受託期間が満了することとなり、令和4年4月に、新たな5年間の指定管理者の募集が行われた。(甲5)

② 上記募集に対して、株式会社リビエラリゾートと、湘南サニーサイドマリーナ株式会社の2社が応募し、神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会と神奈川県行政改革推進本部の審議の結果、わずか1点差で湘南サニーサイドマリーナ株式会社が指定管理者候補に選定された。(甲6・7)

③ しかし、これに対して、湘南サニーサイドマリーナ株式会社が、最近多数の不祥事を起こしていることを理由に、

県民からの神奈川県議会への陳情(甲8)

地元葉山町議会からの神奈川県知事への意見書(甲9)

利用者団体からの神奈川県知事へ意見書(甲10)

等によって、懸念が示された。

また、神奈川県行政改革推進本部(甲7)においても、神奈川県知事から、『葉山港の湘南サニーサイドマリーナは、過去に横須賀市で許可を得ずに工事を行ったことがありましたよね。その団体が葉山港の指定管理者になることについて、問題が生じることはないですか。』との、正に相当な、重大な懸念が示されている。

④ にも係わらず、10月14日、神奈川県議会は、訴外湘南サニーサイドマリーナ株式会社に対する葉山港指定管理者指定議案を、可決してしまった。

⑤ 11月18日、神奈川県は、湘南サニーサイドマリーナ株式会社への葉山港の指定管理者指定につき、告示した。

2 財務会計上の行為

(1) 今後、

① 令和4年12月以降に、葉山港指定管理者基本協定が、神奈川県と湘南サニーサイドマリーナ株式会社との間で締結され、

② 令和5年3月頃に、葉山港指定管理者令和5年度協定が、神奈川県と湘南サニーサイドマリーナ株式会社との間で締結され、

③ 令和5年4月1日に、湘南サニーサイドマリーナ株式会社による葉山港の別紙管理施設・設備一覧表記載の施設・設備の管理が開始され、

- ④ 令和5年4月以降に、令和5年度の葉山港指定管理料が、神奈川県から、湘南サニーサイドマリーナ株式会社に支払われる予定である。(甲5)
- (2) 上記①②③④は、いずれも、地方自治法第242条第1項の『財務会計上の行為』に該当する。
- 3 湘南サニーサイドマリーナ株式会社との葉山港指定管理者協定締結、同社への管理委託行為等が違法ないし不当である理由
- (1) 葉山港指定管理者にかかる関係条例等の規定
- 神奈川県は、港湾の設置及び管理等に関する条例第20条(甲11)は、『次に掲げる基準により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認められた者を指定管理者として指定する。』と規定し、その基準の1つとして、『(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること』を挙げている。
- 神奈川県は、港湾の設置及び管理等に関する条例第19条第2項は、指定管理者の指定の申請書に添付すべき書類として、『(7) その他知事が必要と認める書類』を挙げ、葉山港指定管理者の募集要項(甲5 4頁)は、それを受けて、指定管理者の指定の申請書に添付すべき書類(1)ア(カ)として、重大な事故又は不祥事についての報告書(過去3年間 甲12)の提出を求めている。
- また、選定基準(甲5 7・8・9頁)において、
- 9 コンプライアンス、社会貢献
- 10 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- ① 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況。
- 11 これまでの実績
- に各5点が配点されている。(甲13 神奈川県の指定管理者制度の運用に関する指針9頁も参照)
- (2) 湘南サニーサイドマリーナ株式会社の法令等、コンプライアンス違反行為、不祥事
- ① 佐島漁港芦名地区の漁港水域の無許可杭打棧橋設置による不法占用
- 湘南サニーサイドマリーナ株式会社は、横須賀市が管理する佐島漁港芦名地区同地区ライオンズリゾートマンション芦名前の水域において、令和2年8月から、令和3年11月までの間、漁港管理者である横須賀市の許可を得ずに、広範囲にわたって直径60cmの杭約140本を打ち込み、それらを浮棧橋で繋いで、営利目的のバースを設置してしまった。これは、横須賀市漁港管理条例第8条の漁港水域の不法占用行為に該当し、湘南サニーサイドマリーナ株式会社は同条例第20条により横須賀市から過怠金を課されている。(甲14・15)
- ② 佐島漁港芦名地区旧芦名5号防波堤陸側の漁港水域の不法占用
- 湘南サニーサイドマリーナ株式会社は、横須賀市が管理する佐島漁港芦名地区旧芦名5号防波堤陸側(東側)の漁港水域を、漁港管理者である横須賀市の許可を得ずに浮棧橋を設置して不法占用してきた。これも、横須賀市漁港管理条例

第8条の漁港水域の不法占用に該当し、湘南サニーサイドマリーナ株式会社は同条例第20条により横須賀市から過怠金を課されている。(甲14・16)

③ 佐島漁港芦名地区北バースと、南側水域の、不法公有水面埋立・占用行為、護岸補強工作物の上部使用

湘南サニーサイドマリーナ株式会社は、

- 1) 平成30年6月から10月にかけて佐島漁港芦名地区北バース付近の水域の一部を、
- 2) 令和2年8月から、同地区ライオンズリゾートマンション芦名前の水域の一部を、

神奈川県の特許を受けずに公有水面埋立行為を行った。(甲14・17・18)

さらに、神奈川県は上記が埋立行為に該当するのに、護岸補強工作物である、として湘南サニーサイドマリーナ株式会社を処分しなかったが、同社は護岸補強工作物であるはずの上記埋立部分に、護岸補強工作物であるならば禁止されるはずのその上部使用を、1)につき、同社の契約する小型船舶を陸置させて、2)につき、花壇等の構造物を設置して、上部使用を行っていた。

それらにつき、神奈川県から上部使用禁止を指導されて、湘南サニーサイドマリーナ株式会社は、小型船舶を移動させ、構造物を撤去したが、不法占用として横須賀市漁港管理条例第20条により横須賀市から過怠金を課されている。

④ 横須賀市大楠漁業協同組合による天然記念物及び名勝の無許可変更行為

湘南サニーサイドマリーナ株式会社の依頼により、横須賀市大楠漁業協同組合が神奈川県指定天然記念物及び名勝の指定水域における、無許可浚渫行為を行い、神奈川県文化財保護条例第39条に違反した。(以上 甲14・19)

これらの事実は、各新聞で報道され、神奈川県民、神奈川県職員にとっても、選定審査委員にとっても公知の事実となっていた。(甲20)

横浜地方裁判所横須賀支部令和2年ヨ第5号仮処分決定も、湘南サニーサイドマリーナ株式会社のこれらの行為が存在したことを、事実認定している。(甲21)

⑤ さらに、上記仮処分事件にて提出された証拠によると、

- 1) 横須賀市の担当者も、令和2年8月24日に上記①につき、『非常に悪質でありとんでもないことだと思っている。横須賀市としても現地を確認したうえで、対応を検討したい。・・横須賀市としてもマリーナは勝手なことばかりしており、対応に苦慮している状況である。』と管理会社担当者に話していること(甲22)
- 2) 湘南サニーサイドマリーナ株式会社代表者が、令和2年8月25日に、ライオンズリゾートマンション芦名管理会社の担当者に『営業妨害で管理組合を訴えるぞ。・・そもそも誰の土地でもないの同意も何もいらぬ工事である。・・A棟の出入り口はマリーナの土地だから、杭でも打ってやろうか。』等々と電話で話していること。(甲23)
- 3) 令和2年12月8日、ライオンズリゾートマンション芦名管理組合代理人は湘南サニーサイドマリーナ株式会社へ、同社の占有許可についての、すで

に占有許可申請を提出して受理されており、受理されていれば許可前でも工事が着工できる、との説明が虚偽であり、占用許可申請が受理も許可もされていないので、工事を中止するよう求める通知書を送ったこと。(甲 24) 等も、湘南サニーサイドマリーナ株式会社が、コンプライアンス違反がトラブルを発生させていることを、端的に示している。

- ⑥ そしてこれらはまさに、葉山港の指定管理者としての管理業務と同種の業務に関する違法行為であり、湘南サニーサイドマリーナ株式会社の指定管理者としての適格性の判断に、重大な影響を及ぼすことは、誰の目にも明らかである。
- (3) 湘南サニーサイドマリーナ株式会社の葉山港指定管理者選定の違法ないし不当性

① 湘南サニーサイドマリーナ株式会社は、葉山港指定管理者指定申請書に添付した重大な事故又は不祥事についての報告書(甲 12)につき、上記(2)①②③④の過去3年間のコンプライアンス違反行為、不祥事を記載せず、選定審査委員の評価は、同社の過去3年間のコンプライアンス違反行為、不祥事そのような事実を看過してなされた実体的にも、手続的にも、違法、不当なものである。

② 神奈川県の港湾の設置及び管理等に関する条例第20条(甲 11)は、『次に掲げる基準により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認められた者を指定管理者として指定する。』と規定し、その基準の1つとして、『(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること』を挙げており、過去に関係法令及び条例違反行為を繰り返していることは、関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること、に該当せず、申請する資格がないとされねばならない。

そして、甲 13 の指定管理者制度の運用に関する指針 14 頁は、申請資格を満たさない場合には、選外となり、指定管理者候補として選定されないため、順位付けは行わない、としている。

にも係わらず、過去に関係法令及び条例違反行為を繰り返している湘南サニーサイドマリーナ株式会社が葉山港指定管理者に選定されたことは、上記条例及び指針に違反している。

- ③ 上記重大な事故又は不祥事に関連する

9 コンプライアンス、社会貢献

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護

の評価は、応募企業の行状に関するものであるから、湘南港と葉山港という対象が異なっても、応募企業が同一である限り、同じ評価でなければならないはずである。

ところが、甲 10 が指摘するとおり、湘南港については9についても、10 についても、リビエラが4点、湘南サニーサイドマリーナが3点なのに、(甲 25) 葉山港については9についても、10 についても、リビエラが4点に対して、なぜか湘南サニーサイドマリーナが4点と1ランク上がっているのである。(甲 6)

これは湘南サニーサイドマリーナを葉山港の指定管理者にという政治的圧力が神奈川県を担当者や、選定審査委員にかかったとしか考えられない、不当なものである。

- ④ 甲 10 の指摘するとおり、11 これまでの実績 について、湘南サニーサイドマリーナに、葉山港の利用者の多くの部分を占めるセーリングクルーザーの水面係留に関して実績が乏しく、ディンギーに関する実績もないことを看過して、リビエラは同じ4点と評価した、違法、不当なものである。
- ⑤ 上記のいずれをもってしても、同種の湘南港については、リビエラが 83 点、湘南サニーサイドマリーナが 79 点であったものが、葉山港については、なぜかリビエラが 79 点、湘南サニーサイドマリーナが 80 点とわずか1点差で評価が逆転して、湘南サニーサイドマリーナが選定されているが、上記の違法不当な手続がなければ、湘南サニーサイドマリーナが選定されるという結果は発生しなかったのである。

4) 湘南サニーサイドマリーナ株式会社との財務会計上の各行為の違法ないし不当性

指定管理者選定にかかる上記神奈川県の港湾の設置及び管理等に関する条例等の各規定及びそれによる選考手続と基準は、まさに本件のような不適格者が指定される事態を防止するために、定められているものに他ならず、湘南サニーサイドマリーナの葉山港指定管理者への選定は、まさに同条例等に実体的にも、手続的にも違反する、違法、不当なものである。

そしてその結果として、このような違法な、不適格な指定管理者選定者である湘南サニーサイドマリーナと神奈川県が、上記の財務会計上の行為を行うこともまた、違法、不当なものであることは言うまでもないことである。

4 違法不当な葉山港指定管理者協定締結、葉山港管理行為等により神奈川県が被る損害

(1) 別紙管理施設・設備一覧表記載の施設・設備の不十分な管理による県への損害

湘南サニーサイドマリーナ株式会社は、過去に横須賀市が管理する佐島漁港芦名地区において、無許可状態での港湾区域内で施設工事を行ったり、その上部を使用することが許されない護岸工作物上に、船舶を陸置したり、構造物を設置することをやってきた。(甲 14 以下)

湘南サニーサイドマリーナ株式会社が、同種の施設である葉山港の別紙管理施設・設備一覧表記載の施設・設備の管理を開始すると、上記のような違法な港湾施設の改変行為を行ったり、違法不当な使用方法を取ったり、適切な施設管理を怠るおそれがあり、それらによって、別紙管理施設・設備一覧表記載の施設・設備が改変、棄損、劣化等して、県への損害が発生するおそれがある。

(2) 別紙管理施設・設備一覧表記載の施設・設備の不十分な管理による葉山港利用者への損害の発生による県への損害

甲 10 の指摘するとおり、湘南サニーサイドマリーナ株式会社は、セーリングクルーザーの水面係留に関して実績が乏しく、荒天時に係留船舶に損害を発生させる可能性がある。またディンギーに関する実績もない。

葉山港は、狭い係留場所、陸置場に、多数のセーリングクルーザー、ディンギー、モーターボートの契約者、外部からの入港者が混在し、交錯する場所であり、それを管理する経験の乏しい湘南サニーサイドマリーナ株式会社では、不十分な管理による船舶の衝突、破損等のトラブルが多数発生し、利用者への損害が発生し、県への損害賠償による損害が発生するおそれが高い。

- (3) コンプライアンス違反、不祥事発生、実績のない指定管理者の就任による利用者離れによる船舶の係留料、陸置料収入の減少による県への損害

甲 5 の指定管理者募集要項の 11 頁にあるとおり、葉山港の施設利用料金のうち、駐車場の駐車料金、会議室・多目的室の利用料金、コインシャワー・更衣ロッカー使用料金は利用料金制をとって、指定管理者の収入となるが、船舶の係留料及び陸置料は利用料金制とはされておらず、県の収入となる。

そして、甲 26 の利用承認等の状況・利用料収入実績等によれば、

令和元年度で前者は約 2372 万円に対して、後者は約 9307 万円

令和 2 年度で前者は約 2257 万円に対して、後者は約 8527 万円と約 1 対 4 の割合となり、後者が主要な部分を占めている。

葉山港の船舶係留陸置による利用者は、コンプライアンス厳守が求められている一流企業関係者が多く、一方で湘南サニーサイドマリーナ株式会社が上記のような多くのコンプライアンス違反行為を取り、不祥事及びトラブルを起こしていることは公知の事実であり、また甲 10 の 1 の指摘するセーリングクルーザーの水面係留に関して実績が乏しく、ディンギーに関する実績もないことも明らかな事実であって、多くの利用者はこれらを深刻に懸念し、拒絶反応を示しており（甲 10 の 2 参照）、それによって葉山港の利用者離れが発生し、ヨットの係留料、陸置料収入が減少し、県に多額の損害が発生する蓋然性は高い。

- (4) 4 に述べた指定管理者選定にかかる各規定及びそれによる選考手続と基準は、まさに上記のような事態、県と県民への損害発生を防止するためのものに他ならない。

5 神奈川県職員の構すべき措置の内容

従って、監査請求人は、地方自治法 242 条に基づいて、監査委員に対し、

- (1) 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課ないし神奈川県知事に対して、湘南サニーサイドマリーナ株式会社との間で、葉山港指定管理者基本協定及び葉山港指定管理者令和 5 年度協定を締結しないこと。湘南サニーサイドマリーナ株式会社に同各協定に基づく指定管理料を支払わないこと。湘南サニーサイドマリーナ株式会社に別紙管理施設・設備一覧表記載の施設・設備の管理をさせてはならないこと
- (2) 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会ないし神奈川県知事に対して本請求書に指摘した事実を記載した重大な事故又は不祥事についての報告

書を湘南サニーサイドマリーナ株式会社に再提出させ、再度指定管理者選定審査委員会港湾部会を開催して、選定審査をやり直すこと等の各措置ないし必要な措置を、講ずるよう、勧告することを求める。

2 請求人

氏名 小林 伸行

住所 (略)

3 請求人代理人

氏名 呉東 正彦 (弁護士)

4 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、題名は請求人から提出された「別紙 事実証明書」のまま)

- 甲 1 葉山港施設平面図、葉山港管理業務対象区域図
- 甲 2 管理施設・設備一覧表
- 甲 3 葉山港管理業務区分表
- 甲 4 葉山港管理運營業務基準
- 甲 5 の 1・2 葉山港指定管理者の募集について、募集要項
- 甲 6 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会評価報告書 (葉山港)
- 甲 7 行政改革推進本部結果
- 甲 8 神奈川県議会への陳情
- 甲 9 葉山町議会からの神奈川県知事への意見書
- 甲 10 の 1・2 利用者団体から神奈川県知事への意見書
- 甲 11 港湾の設置及び管理等に関する条例
- 甲 12 重大な事故又は不祥事についての報告書書式
- 甲 13 指定管理者制度の運用に関する指針
- 甲 14 湘南サニーサイド株式会社による不法改変現場の新旧対照図
- 甲 15 佐島漁港芦名地区の漁港水域の無許可杭打棧橋設置による不法占用写真
- 甲 16 佐島漁港芦名地区旧芦名 5 号防波堤陸側の漁港水域の不法占用写真
- 甲 17 佐島漁港芦名地区北バース不法公有水面埋立・占用・上部使用写真
- 甲 18 佐島漁港芦名地区南側水域不法公有水面埋立・占用・上部使用写真
- 甲 19 県指定天然記念物、浚渫海域比較図
- 甲 20 新聞記事
- 甲 21 仮処分決定
- 甲 22 横須賀市担当者との会談記録
- 甲 23 湘南サニーサイド株式会社代表者の発言記録
- 甲 24 通知書
- 甲 25 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会評価報告書 (湘南港)
- 甲 26 利用承認等の状況・利用料収入実績等

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和4年12月1日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から令和4年12月20日に甲第27号証の1・2の証拠が提出された。

甲第27号証の1・2 横須賀市の公文書部分公開決定通知書及び部分公開公文書の写し

(2) 陳述の内容

請求人及び請求人代理人は、令和4年12月20日13時から神奈川県庁（以下「県庁」という。）新庁舎3階の第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった（原則、発言のまま記載している。）。

ア 請求人

どうもこんにちは。県民の小林 伸行と申します。

本日は、陳述を願い出まして、このように陳述の機会を与えてくださったこと、本当にありがとうございます。

それでは、早速陳述の内容に入っていきたいと思います。

今回、指定管理者として指定をされた、この湘南サニーサイドマリーナ株式会社という会社なんですけれども、この会社はですね、横須賀市において、条例違反を何度も繰り返してきた事業者です。

そのことはですね、各種報道でも報じられておりますし、監査委員の皆様には、この間の配布資料等でも、すでに御存知のことかと思えます。

この事業者を巡ってはですね、私も横須賀市内に様々な知り合いいるんですけども、ずっと地元を支援してきたある会社の社長さんも、「もうこんなこと許されるんだったら、もう馬鹿らしくて、横須賀市に税金なんか納める気が起きない。」と、「もう今後は海外使って節税するわ。」って言う社長さんもいますし、やっぱり、こういう不公平感とか、モラルハザードですよね。そういうことが起きないように、そもそも法令というものはあるんだと思います。

その法令に従って、行政はしっかりと行政運営をしていくというのが、この世の中の仕事だと思います。

なのに、その法令を破る事業者が指定管理者に選ばれるとなれば、これは由々しきことだと思うんですね。

監査委員の皆様には、議会選出の監査委員の方もいらっしゃいます。議会の皆様は、そういうモラルハザードが起らないように、これまでも条例を作ってこられたはずですし、その運用を行政に委任してこられたお立場だと思うので、非常に忸怩たる思いをお持ちなのではないかと思えます。

具体的にですね、議員の皆様がお定めになった条例ですけれども、一つに、「港湾の設置及び管理等に関する条例」という条例があります。

この第20条が指定管理者の指定の基準というものを定めている条文ですけれども、どう書いてあるかと言いますと、第20条の3号、「関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。」、このような基準を指定管理者には求めていたわけですね。

また、県が定める指定管理者制度の運用に関する指針というものでもですね、指定管理者の選定に当たっては、過去3年間の不祥事の有無を報告させるようになっていたわけです。

どうしてこのような条文を議会の皆様がお定めになったかということを考えれば、そこには社会の要請があるはずですよ。

つまり、いやしくも県というものは、公の立場の県は違法業者とは、契約すべきでない。当たり前なことなんですけれども、それをそのようなお考えの下でこうした条文をお定めになったものと思います。

ところが、このようなことが起こった。世の中には、「天網恢恢疎にして漏らさず」という言葉があります。これは、「天、神様が作った。網、法律の網というものは、一見、緩やかに見えて、疎に見えるけれども、でも、決して漏らすことはないんだ。」ということです。

つまり、議員の皆様、そして行政が定めた法令というものは、緩やかに見えても、絶対に逃れられないものなんだというような意味合いで、使われる言葉です。

ところが、実際に今回起こったことというのはですね、天網密にしてだだ漏れです。そのルールは、かっちり定められていたんだけど余りにも厳格な適用をする余りですね、法令違反をしてしまった業者が、それをすり抜けてしまったという案件なんです。

やはりこれでは、県民の納得は得られないと思います。その前提の上で、先ほどある社長のお話をしました「もう馬鹿らしくて納税なんかする気は起きないわ。」、つまり、これは財務会計上の行為ということに関わってくるわけですが、このようなモラルハザードを許していると、そういうことであれば、神奈川県に納税しない。

あるいは、そういうことであれば、「不法業者が指定管理者となっているような施設であれば、そんな施設は契約する気にもならない。」「うちの会社は、コンプライアンスを大事にしてるんだ。ならば、うちの会社が保有する船を、そんな違法業者の管理する港には置けない。」といったことが容易に起こるわけです。

実際に、私どもの横須賀市のこの湘南サニーサイドマリーナが、運営するマリーナにおいてもですね、一部上場企業の社長が持つてるヨットは、「ここは引き揚げるわ。」といったことが起きているわけです。

ですので、財務会計上の行為を、前回私が住民監査請求を出した時には、「具体的に指摘してないじゃないか。」というような形で、却下とされてしまいましたけれども、それを全部証明するのは私の責任でしょうか。

このような、県の不手際があつて、違法事業者が選ばれてしまったという以上です、それによってどのような財務会計上の不利益が生じるかは、ぜひ監査委員の皆様にも、お考えいただきたいと思ひますし、この後、私の代理人である呉東 正彦弁護士からも、詳しく補足をしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

今日はどうもありがとうございます。

イ 請求人代理人

それでは、請求人代理人の呉東の方から陳述いたします。

葉山港指定管理者は、令和4年度まで、株式会社リビエラリゾートが受託していましたが、令和5年3月末日で受託期間が満了することになっており、新たな指定管理者の募集が行われて、ここにリビエラリゾートと湘南サニーサイドマリーナの2者が応募して、わずか1点差で湘南サニーサイドマリーナが指定管理者に選定されました。

そして、これに対して、この甲8号証、9号証、10号証を見ていただければ分かると思ひますが、県民からも陳情が出ています。

地元、葉山町議会からも神奈川県知事への意見書が出ております。また、利用者団体からも神奈川県知事への意見書が出されて、懸念が示されております。

また、甲第7号証を見ていただければ分かりますように、神奈川県行政改革推進本部で、黒岩県知事自ら、「葉山港の湘南サニーサイドマリーナは、過去に横須賀市に許可を得ずに工事を行ったことがありましたよね。その団体が、葉山港の指定管理者になることについて問題が生じることはないですか。」と、正に相当な、そして重大な懸念が示されています。

にもかかわらず、10月14日、神奈川県議会は、湘南サニーサイドマリーナ株式会社を葉山港の指定管理者に指定する議案を可決してしまいました。

財務会計上の行為としては、今後、湘南サニーサイドマリーナとの間で、まず基本協定が締結され、そして、令和5年度協定が締結され、さらには、それによって、公物である葉山港は、湘南サイドマリーナの管理が開始され、そして、令和5年4月以降に、この5年度の指定管理料が、神奈川県から湘南サニーサイドマリーナに支払われる予定です。

これらはいずれも財務会計上の行為に該当します。

そして、これがいかに不当であるということですが、まず、神奈川県の高津の設置及び管理等に関する条例20条、甲11号証を御覧になってください。

指定管理者の基準として、「関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。」と挙げております。

そして、さらに、その指定管理者の指定の申請書に添付すべき書類として、「重大な事故又は不祥事に関する報告書」、これ甲12号証に添付されているものです。必ず提出すべきと求めております。これは当然のことでしょう。そうでなければ、本当に公のものである、指定管理者を一般の民間企業に任せることはできないは

ずです。

ところが、過去、この湘南サニーサイドマリーナは、様々な不祥事を繰り返してきました。

まず、甲 14 号証、15 号証を御覧になってください。

令和 2 年 8 月から令和 3 年 11 月までの間、この甲第 14、15 にあるとおり、この芦名漁港を、許可を得ずに、杭を打ち込み、それを浮棧橋で繋いで営利目的用のバースを設置してしまう。それを後付で無理やり承認させ、そして過怠金が科されている。そういう経過がございます。

そして、続いて 14 号証、16 号証を御覧になってください。

さらに、それに接続する水域においても、杭を打ち込み、そして、浮棧橋を設置して不法占有してきた。そういう結果によって、過怠金が科されています。

さらには、甲第 17 号証、18 号証を御覧になってください。

何とことまろうに、この芦名漁港の港湾区域、漁港区域において、明らかに公有水面埋立て工事と思われる。そういうですね、干潮時、満潮時の水面をオーバーするところの埋立て行為を行う。

それに対して、県は、残念ながら、護岸補強工作物であるということで、処分はしませんでした。

しかし、この護岸補強工作物はその上部を使うことができないはずで。

ところが、この 17 号証、18 号証にあるように、同社は小型船舶を置いてはいけないところに陸置きさせてきました。そして、花壇などの構造物を設置して、その上部使用を行ってきました。

明らかに、これも遵法精神の欠如、そして違法行為を繰り返して行ってきたと言わざるを得ません。

さらに、甲第 19 号証を御覧になってください。この芦名漁港に接続する水域は、県の天然記念物になっています。

にもかかわらず、自ら、そのサニーサイドマリーナが依頼する、形式的には大楠漁協の主体ではありますが、ここにおいて無許可で浚渫行為を行う、勝手に現状を変更してしまったということがございます。

これらのことについては、甲第 21 号証、私も担当しました横須賀の裁判所の仮処分決定でも、事実認定されているところです。

そして、さらに問題なのはこの企業の体質です。

甲第 22 号証を御覧になってください。

横須賀市の担当者も、この先ほどの浮棧橋の設置行為、不法占有行為について抗議した地元の住民に対して、「非常に悪質である、とんでもないことだと思っている。横須賀市としてもマリーナは勝手なことばかりしており、対応に苦慮している状態である。対応を検討したい。」というふうに言っています。

さらには、この地元のリゾートマンションの会社に対して、この湘南サニーサイドマリーナの代表者が、「営業妨害で管理組合を訴えるぞ。」「そもそも誰の土地でもないところで、同意も何もいない行為である。A棟の出入口はマリーナの土地

だから杭でも打ってやろうか。」正に、やくざまがいのそういう言い方をして、住民を威嚇しているわけです。

これが利用者にも同じようなことが起こらないと、誰が断言できましようか。

さらには、このリゾートマンションの代理人が、サニーサイドマリーナが虚偽の説明をして、そして、許可を得ていないということについて、甲 24 号証では、抗議の手紙を送っているところです。

このように、そもそもこの会社がコンプライアンス違反のそういう実態、考え方を持っており、トラブルを発生させているということは、これは、公知の事実であります。ここにも引用した新聞にも多く引用されているところです。

そして問題は、この選定結果です。選定の過程の問題です。

この過程の中で、先ほど言ったように、法に基づく「関係法令と条例の規定を遵守し、適切な管理ができること」、これが資格の要件とされているわけです。

これができない企業については、そもそも申請する資格がないとされねばなりません。そして、その場合には、そもそもこれは選外となり、順位付けそのものが行われてはならないというのが、この条例、そして法の定めるところであります。

そして、にもかかわらず、この過程を見ると、この甲第 6 号証と 25 号証を比較してみてください。同じように争われた、このリビエラと湘南サニーサイドマリーナが争われた湘南港、甲 20 号証については、リビエラが、この事故・不祥事への対応については 4 点、サニーサイドマリーナは 3 点であるのに、葉山港についてはなぜか、これが同じ会社であるにもかかわらず、リビエラが 4 点、そしてサニーサイドマリーナが 4 点と、1 ランク上がっているんです。

このようなことは、全く理解に苦しむものです。

続いて、さらには、同社がこれまでの実績についても非常に乏しいということは、利用者からも主張されているのに、これがリビエラと同じように評価されています。そして、同じ湘南港についてリビエラが 83 点、湘南サニーサイドマリーナが 79 点というふうに 4 点差がついているのに、なぜか、この葉山港については、リビエラが 79 点、サニーサイドマリーナが 80 点とわずか 1 点差で逆転している。

これは、先ほど述べたような違法、あるいは不祥事についての報告書、これについて「適切な記載をなされなかった、先ほど言ったような様々な不祥事を同社が記載しないという重大な違法行為を起した。それを選定委員会が看過した。」という違法な手続によって招かれたとしか考えざるを得ません。この点、ぜひ御調査ください。

そして、その結果として、そもそもこの制度の趣旨と手続というものは不可分なものです。

違法な会社が重大な不祥事の報告書を提出せずに、そのことが見落とされて行われたこの手続による選定結果というものは、「当然に違法を帯びる。」ということは言うまでもないことだと思われます。

そして続いて、これによって、神奈川県が被る損害については 3 種類のものが考えられます。

まず、同社は過去に横須賀市が佐島地区において、無許可で港湾区域を変更したり、その上部を利用したりということを行ってきました。同様に、この同種の施設やら、葉山港の施設についても、適切な管理が行われるとは到底考えられません。上記のような違法な港湾施設の改善行為、あるいは違法不当な使用方法、あるいは適切な管理を怠る、それらによって、この葉山港の施設が毀損、劣化して、県に損害が生じるおそれがあります。

2番目に、この甲第10号証の利用者の報告書が指摘しているように、湘南サイドマリーナ株式会社は、セーリングクルーザーの水面係留について実績が乏しく、荒天時に係留船舶に損害が発生する可能性があります。

葉山港は狭い係留場所、陸置場に多数のセーリングクルーザー、ディンギー、モーターボートの契約者、そして外からの入港者も混在して交錯する非常に密な場所であります。

それを管理する経験の乏しい同社では、不十分な管理による船舶の衝突、破損によるトラブルが発生し、利用者への損害が発生する。それによって県への損害賠償による損害が発生するおそれが高いです。

さらには、これは最も問題であります、コンプライアンス違反による利用者離れによる係留料、陸置料の収入の減少です。

この指定管理者の募集要項の11ページにあるとおり、「葉山港では駐車場などは、指定管理者の収入とされる。」としていますが、船舶の係留料及び陸置料は、利用料金制となっておらず、直接、県の収入となっております。

甲第26号証を御覧になってください。

この利用実績を見ると、この前者と後者との割合が1対4、すなわち葉山港の利用の収入の8割が、この係留料、そして陸置料なんです。

ところが、今、社会的には強くコンプライアンスの厳守が求められていますが、このコンプライアンス厳守が求められている一流の企業の関係者が葉山港の主たる利用者です。

この方達が、このように、コンプライアンス違反の行為をとっており、不祥事トラブルを起こしているという、そういう指定管理者の下で、しかもさらに、この実績が乏しい、管理能力が乏しい、そういう会社の下で、多くの利用者は、これらを深刻に懸念し、拒絶反応を示しています。

それが甲第10号証の2に顕れています。それによって今後、葉山港の利用者離れが発生し、ヨットの係留料、陸置料の収入が減少し、県に多額の損害が発生する蓋然性は極めて高いと言わざるを得ません。

そして、先ほど述べたこの選定過程における違法性、そして基準が正にこのような事態、県への、そして県民への損害の発生、そして信頼の喪失を防止するためのものにほかなりません。

したがって、監査請求人は、地方自治法242条に基づいて、監査委員の皆様に対して、まず、神奈川県県土整備局及び神奈川県知事に対して、湘南サイドマリーナ株式会社との間で、この基本協定、さらには、令和5年度協定を締結せず、指定管

理者料を支払わず、そしてこの葉山港を管理させてならぬことを明示、勧告することを求めます。

さらに、この手続は、判決手続ではないですから、柔軟な解決は可能だと思います。今県民が求めているのは本当に透明な手続です。損害の発生防止するためにも、この選定審査委員会港湾部会、さらに神奈川県知事に対して、本請求書に指摘した事実を記載した重大な事故及び不祥事についての報告書を出し直させる。再提出させて、再度、指定管理者選定審査委員会港湾部会を開いて、選定審査をやり直すこと、このことを勧告することも十分可能だと思います。

ぜひ、この2点について、審査の上で積極的な結論を下していただきたく、今県民は、本当にこの行政の手続について、虎視眈々とこの手続を監視しています。

この県民の熱い思い、そして常識に反しないような毅然とした判断を、是非お願い申し上げたいと思います。

以上です。

2 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について以下のとおり主張していると認められる。

本件監査請求において、請求人は、第一に、県が葉山港指定管理者に指定した湘南サーサイドマリーナ株式会社（以下「同社」という。）が、過去に横須賀市漁港管理条例違反（不法占用）や神奈川県文化財保護条例違反（無許可変更行為）の違法行為を行ってきたことは、指定管理者としての適格性の判断に重大な影響を及ぼすことは明らかであり、こうした法令違反を繰り返している同社は、神奈川県港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）第20条第3号で規定している指定管理者の指定基準である「関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること」に該当しないことから、指定管理者制度の運用に関する指針（以下「指針」という。）の14頁により「申請資格を満たさない場合」として「選外となり指定管理者候補として選定されない」はずであるにも係わらず指定管理者として選定されたことに加え、同社が指定管理者指定申請書に添付した「重大な事故又は不祥事についての報告書」に過去3年間の違反行為及び不祥事を記載せず、神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会（以下「港湾部会」という。）の審査において、そのような事実が看過されて指定管理者候補として選定されたことは、実体的にも手続的にも、「申請書の提出があったときは、次に掲げる基準（中略）により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する」とした条例第20条の規定に違反して違法、不当であると主張している。

第二に、同社による葉山港の不十分な管理により、①施設や設備の改変、毀損、劣化、②船舶の衝突、破損等のトラブルによる利用者への損害、③利用者離れによる係留料及び陸置料収入の減少といった県への損害が発生するおそれがあると主張している。

そしてその結果として、不適格な指定管理者選定者である同社と県が、財務会計上の行為である契約の締結を行い、同社に財産の管理をさせ、指定管理料として公金の支出

を行うことも違法、不当であることから、河港課ないし知事に対し、今後、県として、同社との間で指定管理に係る協定を締結せず、同社に葉山港の施設・設備の管理をさせず、指定管理料を支払わないこと、港湾部会による選定審査をやり直すこと等の措置ないし必要な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

こうした請求人の主張を踏まえ、監査の実施に当たっては、同社を指定管理者候補として選定した港湾部会の審査が、条例及び指針に違反する違法又は不当な行為であり、その結果として、県が同社と協定を締結し、協定に基づき同社に葉山港の管理を行わせ、指定管理料を支払うことが、法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な契約の締結、財産の管理及び公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、葉山港の指定管理に関する事務を所管する県土整備局河川下水道部河港課（以下「河港課」という。）及び指定管理者制度の運用に関する事務を所管する総務局組織人材部行政管理課（以下「行政管理課」という。）を選定した。そして、令和 4 年 12 月 16 日 10 時から県庁新庁舎 3 階第 1 監査室において河港課の職員調査を実施し、葉山港指定管理者の選定について聴取を行うとともに、同日 14 時から県庁本庁舎 2 階行政管理課内打合せスペースにおいて行政管理課の職員調査を実施し、指定管理者制度について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

河港課及び行政管理課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 河港課

ア 葉山港指定管理者の選定経緯と今後の予定について

令和 3 年 11 月 5 日	港湾部会（第 1 回）開催 施設の管理運営状況の総括の確認、選定基準（案）の意見聴取
令和 4 年 4 月 18 日	募集要項配布
同年 6 月 17 日	募集受付終了 応募企業：同社、株式会社リビエラリゾート
同年 8 月 3 日	港湾部会（第 2 回）開催 申請内容の確認、プレゼンテーション審査・ヒアリング、仮採点、採点、評価報告書の協議
同月 19 日	行政改革推進本部開催 指定管理者候補（同社）を選定
同年 9 月 7 日	指定議案の提出
同年 10 月 14 日	指定議案の議決
同年 11 月 18 日	指定の告示
同年 12 月 以降	基本協定の締結
令和 5 年 3 月 頃	年度協定の締結
同年 4 月 1 日	指定管理者による管理の開始

イ 本件監査請求「3 湘南サニーサイドマリーナ株式会社との葉山港指定管理者協定締結、同社への管理委託行為等が違法ないし不当である理由-(2) 湘南サニーサイドマリーナ株式会社の法令等、コンプライアンス違反行為、不祥事」の事実関係について

(7) 「①佐島漁港芦名地区の漁港水域の無許可杭打棧橋設置による不法占用」

令和2年 8月 19日	横須賀市（以下「市」という。）が同社による船舶係留施設の存在を確認
同月 28日	市が同社に近隣住民と協議するよう要請
同年 11月 6日	市が同社に近隣住民と協議するよう再度要請
同年 12月 17日	市が同社の占用許可申請を受理
同月 24日	市が占用を許可
令和2年度	市が同社から不法占用期間に応じた過怠金を徴収

(4) 「②佐島漁港芦名地区旧芦名5号防波堤陸側の漁港水域の不法占用」

令和3年 4月 下旬	同社が横須賀市（以下「市」という。）の許可を受けて占有している船舶係留施設について、同社が過去に占有面積を誤って市に申請していたことが判明
令和3年度	市が同社から過去の不法占有面積部分に相当する過怠金を徴収

(5) 「③佐島漁港芦名地区北バースと、南側水域の、不法公有水面埋立・占用行為、護岸補強工作物の上部使用」

令和2年 12月 下旬	横須賀市（以下「市」という。）が同社による護岸補強工作物の存在を確認
令和3年 2月 2日	市が現地調査と同社への聞き取りを実施
同年 3月 3日	市が護岸補強工作物（北バース）の占用許可申請を受理。同日、市は、県に当該工作物の公有水面埋立法の適用の有無について照会。
同月 10日	県は、護岸補強工作物（北バース）として上部を嵩上げたものについては、公有水面埋立法の適用がない旨回答
同月 29日	市が護岸補強工作物（北バース）の占用を許可
4月 9日	市が護岸補強工作物（南側水域）の占用許可申請を受理。同月12日、市は、県に当該工作物の公有水面埋立法の適用の有無について照会。
同月 27日	県は、護岸補強工作物（南側水域）として既存の民有護岸を改修したものについては、公有水面埋立法の適用がない旨回答
同月 30日	市が護岸補強工作物（南側水域）の占用を許可
令和3年度	市が同社から不法占用期間に応じた過怠金を徴収。ただし、護岸補強工作物（北バース）は面積変更なしのため過怠金は発生していない。

- (エ) 「④横須賀市大楠漁業協同組合による天然記念物及び名勝の無許可変更行為」許可権者から指導を受けている対象者は、横須賀市大楠漁業協同組合であって、同社ではない。

したがって、同社の「法令等、コンプライアンス違反行為、不祥事」には当たらない。

ウ 本件監査請求に対する見解について

- (7) 「そしてこれらはまさに、葉山港の指定管理者としての管理業務と同種の業務に関する違法行為であり、湘南サニーサイドマリーナ株式会社の指定管理者としての適格性の判断に、重大な影響を及ぼす」「過去に関係法令及び条例違反行為を繰り返していることは、関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること、に該当せず、申請する資格がない」との主張について

請求人は、同社が、条例第20条第3号の規定に該当せず、申請する資格がない旨、主張しているが、そもそも、同条は指定管理者の指定の基準であり、申請資格要件を規定したものではないことから、申請する資格がないとする請求人の主張は失当である。

なお、同社は「葉山港指定管理者募集要項（令和4年4月神奈川県）」（以下「本件募集要項」という。）で定める申請資格を満たしている。

- (イ) 「湘南サニーサイドマリーナ株式会社は、葉山港指定管理者指定申請書に添付した重大な事故又は不祥事についての報告書（甲12）につき、上記②①②③④

の過去3年間のコンプライアンス違反行為、不祥事を記載せず、選定審査委員の評価は、同社の過去3年間のコンプライアンス違反行為、不祥事そのような事実を看過してなされた実体的にも、手続的にも、違法、不当なものである」との主張について

「重大な事故」とは、神奈川県指名停止等措置要領（以下「措置要領」という。）第2条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するものを指す。

そして、指名停止を行う要件の「法令違反」とは、有資格業者又はその役員若しくは使用人が「法令違反の容疑により逮捕又は起訴され、又は行政処分を受けたとき」のうち「業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき」と定義されている（措置要領別表第2の第7号）。

同社は、「①佐島漁港芦名地区の漁港水域の無許可杭打棧橋設置による不法占用」、「②佐島漁港芦名地区旧芦名5号防波堤陸側の漁港水域の不法占用」及び「③佐島漁港芦名地区北バースと、南側水域の、不法公有水面埋立・占用行為、護岸補強工作物の上部使用」（以下まとめて「本件占用行為」という。）に関し、横須賀市（以下「市」という。）から過怠金を徴収されており、市によると、過怠金の徴収は行政処分に該当するとのことである。

しかし、今回の過怠金は、一部水域占用の許可申請を行わずに占用していたために占用料を納付していなかった部分について、同社の同意を得て徴収されたものであり、当初から水域占用の許可申請を行っていれば許可されたものと考えられ、現在は必要な手続が既に行われ、適正な状況になっていることを鑑みると、「社会的影響が大きい」行政処分とまでは言えず、別表第2の第7号の「法令違反」には該当せず、その余の措置要件にも該当しないことから、「重大な事故」に当たらない。

また、「不祥事」とは、懲戒処分の指針の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行った事案が対象となるが、本件占用行為及び本件占用行為に伴う過怠金の徴収はこれに当たらない。

よって、本件占用行為は、本件募集要項で示した「重大な事故又は不祥事に関する報告書」において、報告すべき事項に該当していないため、港湾部会において評価される「重大な事故・不祥事」には当たらない。

また、「④横須賀市大楠漁業協同組合による天然記念物及び名勝の無許可変更行為」は、許可権者から指導を受けている対象者が同社ではないため、請求人の主張は失当である。

なお、令和4年8月3日の港湾部会において、各委員が仮採点を行い、港湾部会としての評価をまとめた後に、同社が指定管理者候補として選定されることに伴い、今後、本件占用行為について県庁内や議会等で取り上げられる可能性もあるため、当課から委員に対し、本件占用行為について大まかに情報提供を行った。

(ウ) 港湾部会における指定管理者選定基準「9コンプライアンス、社会貢献」及び

「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」に対する指定管理者候補の評価は、管理対象の港湾に関わらず変わらないはずであるのに、同社が湘南港の選定時よりも高く評価されていると指摘した上で、「これは湘南サニーサイドマリナーを葉山港の指定管理者にという政治的圧力が神奈川県担当者や、選定審査委員にかかったとしか考えられない、不当なものである」との主張について

審査に当たっては、申請者からの提案内容を踏まえ、外部評価委員会がそれぞれの港ごとに独立して評価しており、評価点が港ごとに異なる場合もある。

よって、指定管理者候補の評価が管理対象の港湾に関わらず変わらないはずであるとする請求人の主張は失当である。

なお、政治的圧力は受けていない。

- (エ) 「11 これまでの実績 について、湘南サニーサイドマリナーに、葉山港の利用者の多くの部分を占めるセーリングクルーザーの水面係留に関して実績が乏しく、ディンギーに関する実績もないことを看過して、リビエラは同じ4点と評価した、違法、不当なものである」との主張について

本項目における審査の視点は、指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況であり、全く同じ条件下の施設での管理実績が問われているのではなく、その評価が違法、不当であるとする請求人の主張は、失当である。

- (オ) 「4 違法不当な葉山港指定管理者協定締結、葉山港管理行為等により神奈川県が被る損害－(1)」に掲げる主張について

会社による過去の行為については、現在、市の是正指導に従い、必要な手続も行われ、適正な状況になっており、その後は同様の行為を繰り返している事実がないことを鑑みると、葉山港において、違法な港湾施設の改変行為を行ったり、違法不当な使用方法を取ったり、適切な施設管理を怠る恐れがあるとはいえない。

よって、請求人の主張には根拠がない。

- (カ) 「4 違法不当な葉山港指定管理者協定締結、葉山港管理行為等により神奈川県が被る損害－(2)」に掲げる主張について

船舶の入出港に際し、指定管理者が誘導する義務はなく、事故等があった時は当事者同士で解決すべきものであり、指定管理者が関与することはない。特に港内が混雑する大会開催時などは、大会の運営管理者が事故防止などの対応を行っている。

よって、請求人の主張には根拠がない。

- (キ) 「4 違法不当な葉山港指定管理者協定締結、葉山港管理行為等により神奈川県が被る損害－(3)」に掲げる主張について

県が被る損害－(3)に掲げる主張について

同社が次期指定管理者候補となることが公表された後に、葉山港の船舶保管施設の利用者が利用を止めた事例は承知していない。

また、葉山港の係留料、陸置料は、隣接の民間マリーナと比較して安く（船長 6.71m の年間陸置料の場合：葉山港は 374,920 円（県外在住者料金）、隣接民間マリーナは 1,083,500 円（初年度は、保証金：865,000 円、申込金：550,000 円も必要）、セーリングクルーザーなどの係留保管施設の直近（平成 25 年）の募集時において、2 艇分の募集に対しそれぞれ 78 艇、92 艇の応募があり、ディンギーについても平成 26 年に 50 艇の募集を行ったところ約 4.5 倍の応募があったことなど、希望者が殺到していることを鑑みると、仮に既存の利用者が利用を止めたとしても、次の利用者はすぐに決まることが想定されることから、係留料、陸置料が減少するという請求人の主張は失当である。

よって、請求人の主張には根拠がない。

(2) 行政管理課

ア 指定管理者の指定の基準と申請資格について

指定管理者の指定の基準は、施設の設置条例の中で、施設の特性に応じて施設所管課が定めており、その解釈は、施設所管課において行う。

また、指定管理者の申請資格については、別に、募集要項の中で、施設所管課が定めている。

イ 葉山港指定管理者の指定の申請に当たり「その他知事が必要と認める書類」（条例第 19 条第 2 項第 7 号）として申請書に添付を求めている「重大な事故又は不祥事に関する報告書」（本件募集要項）について

「重大な事故」とは、措置要領第 2 条の規定に基づき指名停止を行うケースで、別表第 2 のうち、措置要件「(法令違反) 7 法令違反の容疑により逮捕又は起訴され、又は行政処分を受けたとき」に関しては、「業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき」と区分が限定されており、すべての行政処分が「重大な事故」に該当するわけではない。

4 関係人調査

本件監査請求に関し、法第 199 条第 8 項に基づき、選定審査を行った港湾部会委員 5 名のうち 4 名及び請求人が事実証明書として提出した甲第 10 号証の 1・2（利用者団体から神奈川県知事への意見書）における利用者団体の代表者 1 名に対し、聞き取りによる調査を行った。なお、委員の 1 名については、日程調整が折り合わず、調査は未実施となった。

(1) 港湾部会委員

請求人は、港湾部会の審査において、同社が指定管理者候補として選定されたこと

は、実体的にも手続的にも条例及び指針に違反する違法、不当なものであると主張し、再度港湾部会を開催して、選定審査をやり直すこと等の必要な措置を講ずるよう求めている。

そこで、令和5年1月11日から同月13日の間に、港湾部会委員に対し、当時の選定審査の経緯等について、個別に聞き取りによる調査を実施した。

聞き取った内容は、概ね次のとおりであった。

ア 委員A

選定審査における評価においては、申請者のプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）が対象の港の整備状況や地元の状況を踏まえて変わるので、それを聞いて感じた印象も異なるため、選定審査の対象施設が異なれば、同一申請人の同一評価項目であっても、評価点が異なることはある。

同社を葉山港の指定管理者とする政治的圧力は一切なかった。

同社による本件占用行為の事実は、選定審査後に河港課から情報提供を受けて初めて知ったが、仮に審査前に知らされていたとしても、評価の対象外のため、同社を指定管理者候補とする港湾部会の結論は変わらない。

イ 委員B

同社の「9 コンプライアンス、社会貢献」及び「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」における私の仮採点は、湘南港と葉山港ともに同じ点数をつけたと記憶している。

同社を葉山港の指定管理者とする政治的圧力は全くなかった。

同社による本件占用行為の事実は、選定審査後に河港課から情報提供を受けて初めて知った。評価の対象外であるため港湾部会としての結論を変えないことには同意したが、仮に選定審査前に知らされていたら、同社の「9 コンプライアンス、社会貢献」及び「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」の仮採点を減点していた。

ウ 委員C

港湾部会委員は、申請者のプレゼン及び質疑応答を受けて評価を判断しており、前回の湘南港における申請者の評価点を参考にしているわけではない。

そして、プレゼンの内容も審査対象の港ごとに変わるため、同社の「9 コンプライアンス、社会貢献」及び「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」の評価が湘南港の審査選定時から変わっても何ら不自然ではない。

同社を葉山港の指定管理者とする政治的圧力は全く感じなかった。

同社による本件占用行為の事実は、選定審査後に河港課から情報提供を受けて初めて知ったが、港湾部会の審査の評価項目に入っていないため、同社を指定管理者候補とする港湾部会の結論は変わらない。

港湾部会としては、仮に問題であるならば部会の上位の委員会（県の行政改革推

進本部) で議論すべきとして整理した。

エ 委員D

湘南港及び葉山港それぞれの港湾指定管理者として適正であるかを審査しており、両港を比較して審査はしない。審査対象の港ごとにプレゼンやその後の質疑応答に基づき評価しているため、両港で同じ評価になるはずという請求人の主張は当たらない。

同社を葉山港の指定管理者とする政治的圧力は一切なかった。

同社による本件占用行為の事実は、選定審査後に河港課から情報提供を受けて初めて知ったが、評価の対象となるのであれば、事前に報告がなされるべきであり、評価の対象外であるため事後の報告としたということであるから、港湾部会の決定は変わらないことを委員の総意とした。

(2) 葉山港利用者団体

請求人は、同社が指定管理者になった場合、「葉山港の利用者離れが発生し、ヨットの係留料、陸置料収入が減少し、県に多額の損害が発生する蓋然性が高い」と主張しており、それを証明する書類として、利用者団体が知事へ提出した指定管理者の再考を要求する要望書を提出している。

そこで、利用者団体に対し、同社が指定管理者になった場合に団体の構成員が係留、陸置している船舶のうち利用を止める意向のある隻数について、書面による調査の実施を依頼した。

利用者団体からは書面による調査には応じられないとの回答を受けたが、結果的に、団体の代表1名から令和5年1月10日に電話による聞き取りを行った。

聞き取った内容は、概ね次のとおりであった。なお、請求人の氏名は伝えていない。

我々が知事へ提出した要望書には「利用者離れ」について書いていない。請求人が勝手に証拠として提出したもので、我々は関係人ではなく不愉快である。請求人の名前を教えてほしい。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による河港課及び行政管理課並びに関係人調査による関係人からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 葉山港指定管理者の選定スケジュールについて

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 河港課－ア 葉山港指定管理者の選定経緯と今後の予定について」のとおり。

(2) 同社が行った不法占用行為について

同社が行った本件占用行為は、佐島漁港管理者である市の占用許可（横須賀市漁港管理条例第8条第1項）を受けずになされたもので、同社は、不法占用期間に応じた過怠金徴収の行政処分を受けた（同条例第20条）。なお、現在、同社は、市の許可を受けて本件占用行為を継続している。

また、本件監査請求の「④横須賀市大楠漁業協同組合による天然記念物及び名勝の無許可変更行為」は、許可権者の指導を受けている対象者が同社ではないため、同社が行った不法占用行為に当たらない。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができることについて

条例第20条各号の基準は、指定管理者の指定を受けようとして知事に申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の中から指定管理者を指定するために定められたものであり、「関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること」は、同条第3号に当たる。

また、「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 行政管理課－ア 指定管理者の指定の基準と申請資格について」のとおり、指定管理者の申請資格は、施設所管課が募集要項の中で定めているところ、本件募集要項の「2 申請資格等－(1) 申請資格」には、「関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること」は申請資格として定められていない。

したがって、「関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること」は、申請資格ではなく、申請者の中から指定管理者を指定する際の基準である。

なお、同社は本件募集要項で定める申請資格を満たしている。

(4) 重大な事故又は不祥事について

葉山港指定管理者の指定の申請に当たり「その他知事が必要と認める書類」（条例第19条第2項第7号）として申請書に添付を求めている「重大な事故又は不祥事に関する報告書」（様式6）において、「重大な事故」とは「措置要領第2条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの」とされ、措置要領で定めている法令違反の措置要件は「法令違反の容疑により逮捕又は起訴され、又は行政処分を受けたとき」で、かつ「業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき」とされており、また「不祥事」とは「懲戒処分の指針」の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの」とされている。

(5) 港湾部会（令和4年8月3日開催）における選定審査について

「第4 監査の実施－4 関係人調査－(1) 港湾部会委員」のとおり、同社の「9 コンプライアンス、社会貢献」及び「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」の評価が湘南港指定管理者の選定審査の時よりも高くなった理由について、3名の港湾部会委員は、審査対象の港ごとに、どの申請者が指定管理者として適切かという観点から、提出書類、申請者のプレゼンやその後の質疑応答を基に各委員が採点した結

果を港湾部会として総合的に評価するといった趣旨の説明をしており、調査した4名のうち、同社を葉山港の指定管理者とする政治的圧力があつたと回答した者はいなかった。

また、同社の法令違反行為等の概要については、令和4年8月3日に開催された港湾部会の選定審査において委員会としての評価をまとめた後に、河港課から委員へ情報提供がなされ、港湾部会として、選定基準における評価項目に該当しないものであるから評価をやり直す必要も生じないとの結論に至り、同社を指定管理者候補とした評価結果どおりに行政改革推進本部へ報告の上、必要があれば行政改革推進本部における指定管理者候補の選定において議論すべきものと整理した。

なお、関係人調査において、港湾部会委員1名から、仮に審査前に河港課から情報提供があつたとすれば、同社の「9 コンプライアンス、社会貢献」及び「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」の仮採点を減点していたとの回答があつた。

(6) 行政改革推進本部（令和4年8月19日開催）における指定管理者候補の選定について

「第2 請求の内容－4 請求人から提出された事実を証する書面－甲7 行政改革推進本部結果」のとおり、港湾部会における選定審査の評価結果報告を踏まえ、8月19日に開催された行政改革推進本部会議において、知事から、過去に市で許可を得ずに工事を行った同社が指定管理者になることで問題が生じることはないかが問われ、これに対して県土整備局長が、同社が市の是正指導に従って原状を回復し、必要な占用許可手続も行われた点を踏まえて、港湾部会の結果どおり同社を候補者として説明した。

(7) 県への損害が発生するおそれについて

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 河港課－ウ 本件監査請求に対する見解について－(カ) 「4 違法不当な葉山港指定管理者協定締結、葉山港管理行為等により神奈川県が被る損害－(2)」に掲げる主張について」のとおり、指定管理者が管理する港への船舶の入出港に際しては、指定管理者に誘導を行う義務は生じず、仮に事故等が起こった場合は当事者同士で解決すべきもので指定管理者が関与することはなく、港内が特に混雑する大会開催時等には、大会の運営管理者が事故防止の対応を行うとのことであつた。

「第4 監査の実施－4 関係人調査－(2) 葉山港利用者団体」のとおり、団体が知事へ提出した意見書は利用者離れについて書いたものではない上、請求人が勝手に証拠として提出したものであるとの意見を聴取した。

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 河港課－ウ 本件監査請求に対する見解について－(キ) 「4 違法不当な葉山港指定管理者協定締結、葉山港管理行為等により神奈川県が被る損害－(3)」に掲げる主張について」のとおり、葉山港の係留料及び陸置料は、隣接する民間マリーナと比較して安く設定されており、例えば、船長6.71mの年間陸置料と比較すると、葉山港が374,920円（県外在住者料

金)であるのに対し、隣接する民間マリナーは1,083,500円(その他に初年度は保証金865,000円と申込金550,000円が必要)と圧倒的に高い状況であり、セーリングクルーザー等の係留保管施設の直近(平成25年)の募集においては、僅か2艇分の募集枠に対してそれぞれ78艇と92艇の応募と希望者が殺到する状況となっており、ディンギーについても、平成26年に行った募集時には約4.5倍の高倍率であった。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、本件における契約の締結、財産の管理及び公金の支出が、法第242条第1項に規定されている違法又は不当なものに該当するか否かについて、以下のとおり判断した。

本件監査請求において、請求人は、第一に、県が葉山港指定管理者に指定した同社が、過去に横須賀市漁港管理条例違反(不法占用)や神奈川県文化財保護条例違反(無許可変更行為)の違法行為を行ってきたことは、指定管理者としての適格性の判断に重大な影響を及ぼすことは明らかであり、こうした法令違反を繰り返している同社は、条例第20条第3号で規定している指定管理者の指定基準である「関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること」に該当しないことから、指針の14頁により「申請資格を満たさない場合」として「選外となり指定管理者候補として選定されない」はずであるにも係わらず指定管理者として選定されたことに加え、同社が指定管理者指定申請書に添付した「重大な事故又は不祥事についての報告書」(以下「報告書」という。)に過去3年間の違反行為及び不祥事を記載せず、港湾部会の審査において、そのような事実が看過されて指定管理者候補として選定されたことは、実体的にも手続的にも、「申請書の提出があったときは、次に掲げる基準(中略)により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する」とした条例第20条の規定に違反して違法、不当であると主張している。

第二に、同社による葉山港の不十分な管理により、①施設や設備の改変、毀損、劣化、②船舶の衝突、破損等のトラブルによる利用者への損害、③利用者離れによる係留料及び陸置料収入の減少といった県への損害が発生するおそれがあると主張している。

そしてその結果として、不適格な指定管理者選定者である同社と県が、財務会計上の行為である契約の締結を行い、同社に財産の管理をさせ、指定管理料として公金の支出を行うことも違法、不当であることから、河港課ないし知事に対し、今後、県として、同社との間で指定管理に係る協定を締結せず、同社に葉山港の施設・設備の管理をさせず、指定管理料を支払わないこと、港湾部会による選定審査をやり直すこと等の措置ないし必要な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

(1) 港湾部会の選定審査において同社が指定管理者候補として選定されたことが条例第20条に違反して違法・不当であるか否かについて

第一に、請求人が、同社が申請資格を満たしていないという主張の根拠としている条例第20条は、「知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げ

る基準（中略）により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認められた者を指定管理者として指定する」と規定し、さらに、同条第3号において「関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること」と規定しており、同条は指定管理者の指定の基準を定めた規定であって申請資格を定めた規定ではないことから、これをもって同社が申請資格を満たしていないと言うことはできない。なお、申請資格については、本件募集要項において明示され、同社はその要件を満たしており、申請資格を有していると認められる。

第二に、請求人は、同社が申請書に添付した報告書に過去3年間の法令違反行為や不祥事を記載せず、港湾部会の審査においてそのような事実が看過され、また、港湾部会の選定審査における団体の業務遂行能力に係る評価項目とされている「9 コンプライアンス、社会貢献」及び「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」の評価について、「応募企業の行状に関するものであるから、湘南港と葉山港という対象が異なっても、応募企業が同一である限り、同じ評価でなければならないはずであり、葉山港の選定審査における同社に対する上記2項目の委員会としての評価点が湘南港の評価点より1点高くなっているのは、「湘南サニーサイドマリーナを葉山港の指定管理者にという政治的圧力が神奈川県を担当者や、選定審査委員にかかったとしか考えられない、不当なものであり」、さらに「11 これまでの実績」についても、「葉山港の利用者の多くの部分を占めるセーリングクルーザーの水面係留に関して実績が乏しく、ディンギーに関する実績もないことを看過して」他社と同じ評価としたことは違法、不当であり、そうしたことの結果として、同社が選定されたことが違法、不当なものであると主張している。

この点に関し、まず、報告書に記載すべき重大な事故又は不祥事については、本件募集要項の様式6において、「重大な事故」とは「措置要領第2条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの」とされ、措置要領で定めている法令違反の措置要件は「法令違反の容疑により逮捕又は起訴され、又は行政処分を受けたとき」で、かつ「業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき」とされており、また「不祥事」とは「懲戒処分の指針」の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの」とされているところ、同社は応募時に過去に行政処分を受けた「①佐島漁港芦名地区の漁港水域の無許可杭打棧橋設置による不法占用」、「②佐島漁港芦名地区旧芦名5号防波堤陸側の漁港水域の不法占用」及び「③佐島漁港芦名地区北バースと、南側水域の、不法公有水面埋立・占用行為」について該当事実と判断せずに報告書に記載しなかった。

一方、河港課も、①②③について、同社は行政処分を受けたものの、今回の過怠金については、一部水域占用の許可申請を行わずに占有していたために占用料を納付していなかった部分について、同社の同意を得て徴収されたものであり、当初から水域占用の許可申請を行っていれば許可されたものと考えられ、現在は行政の指導に従って必要な手続が既に行われ、違法状態が是正されて適正な状況になっていることを鑑みると、「社会的影響が大きい」行政処分とまでは言えないことから「重大な事故」には当たらず、また、会社及び社員の逮捕、起訴並びに社員の懲戒処分といっ

た行為に相当しないことから「不祥事」にも当たらないと判断し、さらに「④横須賀市大楠漁業協同組合による天然記念物及び名勝の無許可変更行為」については、行政指導を受けているのは同社ではないことから、①②③④について同社が報告書に記載しなかったことに瑕疵はなかったとして、特に報告書の提出を同社に促すことをしなかった。同様に、港湾部会の審査における選定基準で「評価の視点」としている「募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事」にも該当しないことから、評価の対象外として港湾部会へ報告せず、その結果、港湾部会の審査において評価されなかったことは、条例第20条の規定に違反するものではないとしている。また、河港課は、令和4年8月3日に開催された港湾部会の選定審査において、委員会としての評価がまとまった後、評価対象ではない同社の法令違反行為等の概要について委員へ情報提供を行っているが、港湾部会では、選定基準における評価項目に該当しないものであるから評価をやり直す必要も生じないとの結論に至り、同社を指定管理者候補とした評価結果どおりに行政改革推進本部へ報告の上、必要があれば行政改革推進本部における指定管理者候補の選定過程において議論すべきものと整理し、その後8月19日に開催された行政改革推進本部会議において、知事から、過去に市で許可を得ずに工事を行った同社が指定管理者になることで問題が生じることはないかが問われ、これに対して県土整備局長が、同社が市の是正指導に従って原状を回復し、必要な占用許可手続も行われた点を踏まえて、港湾部会の結果どおり同社を候補者としてほしいと説明している。

なお、港湾部会委員4名に対して行った関係人調査においては、1名から、同社の法令違反行為について仮に審査前に河港課から情報提供があったとすれば、湘南港についても葉山港についても、同社に対する「9 コンプライアンス、社会貢献」及び「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」の仮採点を減点したとの回答があった。

これらを踏まえて検討すると、本来、募集要項というものは、条例第20条に基づき、同条第3号に定める「関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができる」ことを基準の一つとして、「最も適切であると認めた者を指定管理者として指定することができるよう定めるべきである。この点、本件募集要項では、報告書に記載すべき行政処分について、措置要領で規定された要件をそのまま適用し、「業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき」とする制約を付しているが、社会的影響の大きさに関する具体的な基準が示されていないので、応募団体が社会的な影響の大きさを自ら判断して報告書に記載するかどうかを決定することになる。しかし外部評価委員で構成される港湾部会の審査において公正な審査が尽くされるためには、必要な情報が漏れなく提供されることが必要であり、それが不当に制限されるようなことがあってはならないと言うべきであり、そうした観点からは、本件募集要項は、条例第20条に定めた選定基準の目的を実現するための適正な内容であったとは認めがたく、加えて、関係人調査において委員の1名が、同社の法令違反行為について仮に審査前に河港課から情報提供があったとすれば、湘南港についても葉山港についても、同社に対する「9 コンプライアンス、社会貢献」及び「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」の仮採点を減点したと回答していることからすれば、

令和4年12月7日の神奈川県議会本会議の代表質問に対して知事が答弁した今後の扱いのとおり、行政処分という重大な結果を招いたものについては全て報告を行った上で、その評価を委員の裁量に委ねるべきであったと考えられる。

また、社会的影響の大きさについては、前述のとおり具体的な基準は示されていないが、同社が、短期間に同じ区域で同じ態様の法令違反行為を繰り返していることからすれば、一般的に見て、社会的影響は小さくないと言うべきであり、それは、是正した事実や過怠金が納付済であったという事実をもってしても変わるものではなく、公正な審査が尽くされるべきであるという観点から、同社が報告書に記載を要しないと判断した場合でも、河港課が記載を求めるべきであったと考えられる。

こうしたことを踏まえれば、同社が過去3年間に行った法令違反行為の事実が看過されて行われた選定審査の過程は不当であると言わざるを得ない。

ただし、今後については、県が、上記の知事答弁どおり、応募団体が過去3年間に法令違反により行政処分を受けた事実があれば外部評価委員会へ報告するとの扱いを速やかに実行することにより、問題は改善されると考える。

次に、葉山港の評価点と湘南港の評価点が異なったことに関しては、河港課職員に対する監査及び港湾部会委員に対する関係人調査において、同社を葉山港の指定管理者にという政治的圧力を感じたと回答した者はなく、また、両港とも同じ評価をした委員と異なる評価をした委員がいたものの、葉山港と湘南港では施設規模や利用状況が異なっており、各社がそれぞれの港ごとにプレゼンを行い、それを聞いた委員との質疑応答でのやり取りを踏まえ、各委員がそれぞれの考え方により、港ごとに総合的に評価を行った結果であるから、制度上港ごとに審査が独立してなされる以上、他の審査の評点に拘束されるものではないし、また今回実際に生じた評価点の差異をみても、評価が不当で審査が不合理であるなどとは到底認められない程度のものである。また、「11 これまでの実績」を他社と同じ評価としたことについても、提出された関係書類記載の実績を各委員が確認し、上記と同様それぞれの考え方により評価を行った結果であるから、違法、不当には当たらない。

(2) 県への損害が発生するおそれがあるか否かについて

請求人は、同社が葉山港の指定管理を行うことになれば、「施設・設備の不十分な管理」により、「施設・設備の改変、毀損、劣化等して、県への損害が発生するおそれがあり」、「船舶の衝突、破損等のトラブルが多数発生し、利用者への損害が発生し、県への損害賠償による損害が発生するおそれが高く、さらに、実績のない指定管理者の就任による「利用者離れが発生し、ヨットの係留料、陸置料収入が減少し、県に多額の損害が発生する蓋然性が高い」と主張し、利用者離れを証明する書類として、利用者団体が神奈川県知事へ提出した意見書等を提出している。

しかしながら、請求人のいずれの主張にもこれを認めるに足る十分な証拠はない。むしろ、河港課によれば、船舶の衝突等のトラブルが多数発生するとの主張については、船舶の入出港に際して指定管理者に誘導等を行う義務は生じず、仮に事故等が起こった場合は当事者同士で解決すべきもので指定管理者が関与することはなく、港

内が特に混雑する大会開催時等には、大会の運営管理者が事故防止の対応を行うとのことであり、トラブルの発生数が指定管理者によって左右されるという趣旨の請求人の主張は合理的であるとは言えない。

利用者離れの主張についても、請求人が証拠として引用した利用者団体の意見書は、同社を指定管理者とすることに懸念を示し、再考を促したり、同社が指定管理者になるのであれば今後協力できないとする意見を表明したりしたものであるが、利用者離れについて言及したものではないし、実際に利用者団体に対する関係人調査において、関係人から、請求人が勝手に証拠として提出したものであり、利用者離れについて記載したものではないとの意見を聴取しており、利用者離れに関する請求人の主張の根拠とはなり得ない。さらに、葉山港の係留料及び陸置料は、隣接する民間マリーナと比較して安く設定されており、例えば、船長 6.71mの年間陸置料と比較すると、葉山港が 374,920 円（県外在住者料金）であるのに対し、隣接する民間マリーナは 1,083,500 円（その他に初年度は保証金 865,000 円と申込金 550,000 円が必要）で、大きく差がついている状況であり、また、セーリングクルーザー等の係留保管施設の直近（平成 25 年）の募集においては、僅か 2 艇分の募集枠に対してそれぞれ 78 艇と 92 艇の応募と希望者が殺到する状況となっており、ディンギーについても、平成 26 年に行った募集時には約 4.5 倍の高倍率となっている。こうしたことを鑑みると、葉山港の係留及び陸置に関するニーズは極めて高い状況にあり、係留料及び陸置料の収入が減少するとの主張には根拠がなく、請求人の主張は合理的であるとは認められない。

以上のことから、港湾部会における選定審査の過程は不当であったと言わざるを得ないものの、請求人が主張する県への損害が発生するおそれについては、いずれも請求人の抽象的な疑念に過ぎないもので、監査した限りにおいては、証拠上これを認めることはできず、本件監査請求には理由がない。

3 結論

以上のことから、港湾部会における選定審査の過程は不当であったと言わざるを得ないものの、請求人が主張する県への損害が発生するおそれがあるとは認められないことから、本件監査請求には理由がない。